別紙２

危険物の規制に関する政令及び消防法施行令の一部を改正する政令案について

令　和　８　年　１１月
消防庁予防課・危険物保安室

危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「危険物政令」という。）及び消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「施行令」という。）について、以下の改正を行う。

１．改正内容

（１）危険物政令の改正【改正政令第１条（危険物政令第40条第２項）関係】

危険物の取扱作業の保安に関する講習を指定試験機関が実施する場合の手数料額を5,300円から6,000円に引き上げる。

（２）施行令の改正【改正政令第２条（施行令第36条の８）関係】

工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を指定試験機関が実施する場合の手数料を7,000円から7,800円に引き上げる。

２．施行予定日

令和９年４月１日